

# JIS

## フォークリフトトラックー 安全要求事項及び検証ー

### 第2部：運転者の位置が上昇するフォーク リフトトラック及び荷を揚げたまま走行する よう設計されたフォークリフトトラックの 追加要求事項

JIS D 6001-2 : 2016

(JIVA/JSA)

平成 28 年 11 月 25 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 船舶・物流技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	増井 忠幸	東京都市大学名誉教授
(委員)	今村 剛	一般財団法人日本海事協会
	梅崎 重夫	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
	大森 彰	一般社団法人日本船主協会
	越野 滋夫	公益社団法人日本包装技術協会
	小菅 文雄	一般社団法人日本産業機械工業会
	酒田 義矢	一般社団法人日本パレット協会 (ユーパーアル株式会社)
	高瀬 健一郎	一般社団法人日本産業車両協会
	寺内 伸雄	日本貨物鉄道株式会社
	徳田 雅人	公益社団法人日本ロジスティクスシステム協会
	永嶋 功	公益社団法人全日本トラック協会
	三谷 泰久	一般財団法人日本船舶技術研究協会

---

主 務 大 臣：厚生労働大臣， 経済産業大臣 制定：平成 28.11.25

官 報 公 示：平成 28.11.25

原 案 作 成 者：一般社団法人日本産業車両協会

(〒107-0051 東京都港区元赤坂 1-5-26 東部ビル TEL 03-3403-5556)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：船舶・物流技術専門委員会 (委員長 増井 忠幸)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課 [〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 TEL 03-5253-1111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本工業規格は，工業標準化法第 15 条の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	3
3 用語及び定義	3
4 安全要求事項及び保護方策	4
4.1 一般	4
4.2 横方向の荷役	4
4.3 制動力	5
4.4 運転者の位置が上昇するフォークリフトへの追加要求事項	5
4.5 光学式警報装置	9
4.6 安定度	9
5 要求事項の検証	9
6 使用上の情報	9
6.1 一般	9
6.2 取扱説明書	9
6.3 表示	10
6.4 設置情報	10
附属書 A (参考) 重大な危険源のリスト	11
附属書 JA (参考) 労働安全衛生法の関連規定	13
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	14
解 説	17

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本産業車両協会（JIVA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、厚生労働大臣及び経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

これによって、**JIS D 6001:1999** は廃止され、その一部を分割して制定したこの規格に置き換えられた。この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。厚生労働大臣、経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS D 6001** の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS D 6001-1** 第 1 部：フォークリフトトラック

**JIS D 6001-2** 第 2 部：運転者の位置が上昇するフォークリフトトラック及び荷を揚げたまま走行するよう設計されたフォークリフトトラックの追加要求事項

# フォークリフトトラック—安全要求事項及び検証— 第2部：運転者の位置が上昇するフォークリフト トラック及び荷を揚げたまま走行するよう 設計されたフォークリフトトラックの追加要求事項

Fork lift trucks—Safety requirements and verification—

Part 2: Additional requirements for trucks with elevating operator position  
and trucks specifically designed to travel with elevated loads

## 序文

この規格は、2013年に第1版として発行されたISO/FDIS 3691-3を基とし、我が国の実情を反映するため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項又は対応国際規格にはない事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書JBに示す。

この規格は、JIS B 9700でいうタイプC規格である。

このタイプC規格の箇条がタイプA規格又はタイプB規格で規定する箇条と異なる場合には、このタイプC規格の箇条は、それらの規格の箇条よりも優先して適用する。

関連する機械類及び対象とする危険源並びに危険状態及び危険事象の範囲は、この規格の適用範囲に示す。

製品はその目的又は機能に適するように設計する必要があるが、製造業者が予見する条件の下で使用されたとき、人に危険を及ぼすことがなく通常の使用、調整及び点検整備ができなければならない。

製品を適正に設計し、全ての具体的な安全要求事項を満足するために、製造業者は自社の製品に内在する危険源を同定し、リスクアセスメントを実施しなければならない。その上で、製造業者はリスクアセスメントの結果を考慮して、製品を設計し製造する段階でリスク低減措置を施さなければならない。

リスクアセスメント及びリスク低減措置の狙いは、製品の予見し得る全耐用期間にわたって事故のリスクを取り除くことである。全耐用期間には、製品使用時だけでなく、製造時、使用中の分解及び組立て時、解体時、予見できる異常な状況その他、事故のリスクが発生し得る全ての期間及び事象が含まれる。

最適なるリスク低減措置を選択するに当たって、製造業者は次に示す原則を次の順序で適用しなければならない。

ステップ1：本質的安全設計方策

設計によってできる限り危険源を取り除く又は減らす。

ステップ2：安全防護及び／又は付加保護方策

設計によって取り除くことのできないリスクについて、ガード及び／又は保護装置を使